

お知らせ

応急手当講習会

圃園危機管理課消防防災係
(TEL 72・6769 代 FAX 72・6739)

大切な人にもしもの事があつた時、皆さんが手を差し伸べることで救われる命があります。

普通救命講習

成人を対象とした心肺蘇生法やAEDの取扱法、外傷の応急手当等を学ぶ3時間の講習です。

上級救命講習

乳幼児、小児、成人を対象とした心肺蘇生法やAEDの取扱法、外傷の応急手当、患者の搬送法等を学ぶ8時間の講習です。

応急手当普及員養成講習会

事業所や自主防災会などで開催する普通救命講習で、応急手当を広く普及するための指導者を養成する3日間の講習です。

この他にも、インターネットを利用して事前学習をしていただき、実技を後日受講し普通救命講習と同様の資格を取得する講習等があります。

中学生海外ホームステイ 交流派遣事業帰国報告会

圃園学校教育課学校教育係
(TEL 71・2460 FAX 71・2338)

本年3月21日から30日の10日間実施した中学生海外ホームステイ交流派遣事業の帰国報告会を開催します。参加した中学生12人よりオーストラリア・メルボルンでの貴重な体験を報告する機会ですので、ぜひご参加ください。

●日時 5月31日(日)
午前10時～11時30分

●場所 市役所4階大会議室



暮らしに役立てられています 電源立地地域対策交付金

圃園政策経営課企画担当
(TEL 71・2401 FAX 71・5155)

電源立地地域対策交付金は、発電用施設の立地地域や周辺地域で行われる公共施設の整備や、住民福祉の向上に資する事業に対して

講習会の開催日については、後日広報にてお知らせします。

問い合わせ先

- 豊科消防署 (TEL 72・3145)
 - 穂高消防署 (TEL 82・3262)
 - 梓川消防署 (TEL 78・2090)
 - 明科消防署 (TEL 62・2992)
- または松本広域消防局警防課
(TEL 25・1699)



ストップ！消費者被害

正しい知識で賢い消費者に

圃園地域づくり課市民相談室
(TEL 71・2496 FAX 72・3176)

今年に入って県内で確認された特殊詐欺の被害額は、3月末までに2億円を超え、依然として高い水準にあります。

お金を渡したり送ったりする前には、必ず相談をしてください。

国から交付されます。現在、市内には10カ所の発電用施設が設置されています。平成25年度は、1127万1000円の電源立地地域対策交付金が交付され、市内の保育サービスの充実のために活用しました。

信州まつもと空港福岡線復 化利用促進助成金交付制度

圃園観光交流促進課ブランド推進担当
(TEL 71・2053 FAX 72・1340)

信州まつもと空港地元利用促進協議会では、空港の利用促進を図るため、往復で福岡便を利用する人に助成金を交付します。

- 対象搭乗期間 3月29日～6月30日
 - 助成金額 2人以上の利用で1人あたり往復5千円
 - 申請期日 7月10日(金)まで
 - 申請方法 搭乗後、申請書に人数分の搭乗券の半券を添付して提出してください。
 - 申請先 観光交流促進課(3階 1番窓口)
- ※信州まつもと空港地元利用促進協議会加盟の旅行代理店で空港券類を購入した場合は、旅行代理店へ申請してください。

被害に遭わないための、5つの心得

- ①はつきり断る
- ②うまい話はまず疑う
- ③気軽に財産の内容を教えない
- ④署名、押印はうかつにしない
- ⑤迷ったら一人で悩まず、まず相談する

平成26年度中に市消費生活センターで相談を受理した件数は143件ありました。

その内訳は、通信販売60件、電話勧誘販売27件、訪問販売23件・店舗販売15件・その他18件となっています。特に多い相談は、「架空請求(覚えのない料金請求)」と「インターネットサイト利用料金のトラブル」ですが、最近では「還付金詐欺」も多くなっています。

問い合わせ先

市消費生活センター

(TEL 71・2100 (直通))

(携帯 090・5203・2011)

安曇野警察署 (TEL 72・0110)



戦没者等のご遺族の皆さまへ 第10回特別弔慰金が支給 されます

圃園長寿社会課福祉政策担当
(TEL 71・2253 FAX 71・2328)

今日の平和と繁栄の礎となった戦没者の尊い犠牲に思いをいたし、国として弔慰の意を表すため、ご遺族に支給します。第10回特別弔慰金は、償還額を年5万円に増額し、5年ごとに国債を交付します。

- 支給対象者 戦没者等の死亡當時のご遺族で、平成27年4月1日において恩給法による公務扶助料や戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金等を受けない人。(戦没者の妻や父母等)がない人。
- 次の順番による先順位のご遺族お一人に支給します。
(1) 平成27年4月1日までに

世界禁煙デーについて

圃園健康推進課保健予防係
(TEL 71・2471 FAX 71・2328)

毎年5月31日は、世界保健機関(WHO)が定める「世界禁煙デー」であり、日本では5月31日から6月6日までを「禁煙週間」としています。禁煙をすると次のような効果があります。この機会に禁煙してみませんか。

禁煙するとこんな効果があります	
2～3週間後	心機能が改善する / 肺機能が回復する
1～9カ月後	咳・息切れ・疲れやすさが改善される
1年後	上昇していた心筋梗塞等のリスクが半減する
5年後	脳卒中のリスクが非喫煙者と同じレベルになる
10年後	肺がん死亡率が喫煙者の半分になる
15年後	心筋梗塞等のリスクが非喫煙者と同じになる

戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した人(2) 戦没者等の子(3) 戦没者等の①父母②孫③祖父母④兄弟姉妹(4) 以上の(1)から(3)以外の戦没者等の三親等内の親族(甥、姪等)

●支給内容 額面25万円、5年償還の記名国債

●請求期間 4月1日から平成30年4月2日

※請求期日を過ぎると、第10回特別弔慰金を受けることができなくなりしますので、ご注意ください。

●請求先 長寿社会課福祉政策担当窓口(1階13番窓口)

※なお、平成32年4月1日を基準日とする特別弔慰金については、平成32年4月1日から請求の受け付けを開始する予定です。

